

(別紙1)

鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業実施条件

1 本事業の実施場所

本事業の対象となる県有施設及び想定される太陽光発電設備等の設置場所は、下表のとおりとする。

	名称	所在地	想定される設置場所
1	運転免許試験場	東伯郡湯梨浜町上浅津 216	車庫棟屋根
2	衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷 526-1	研究棟機械室上屋根
3	倉吉警察署	倉吉市清谷町1丁目 10	車庫棟屋根
4	倉吉未来中心	倉吉市駄経寺町 212-5	小ホール屋根(陸屋根部分)
5	畜産試験場	東伯郡琴浦町大字松谷 606	ミストシャワー棟、研究棟、生物工学棟各棟の屋根
6	米子警察署	米子市上福原 1266-4	付属棟屋根、駐輪所棟屋根

2 本事業の実施期間

(1) 太陽光発電設備等の整備

令和6年4月1日から電力供給を開始できるよう、令和6年3月31日までに太陽光発電設備等の整備を完了すること。

(2) 太陽光発電設備等の維持管理及び電力供給

太陽光発電設備等の維持管理及びPPA契約による当該施設への電力供給を行う期間は、運転開始後20年間とする。

(3) 太陽光発電設備等の撤去

太陽光発電設備等は、本事業終了後、速やかに撤去し、原状復旧すること。

3 本事業における設備の整備内容

(1) 太陽光発電設備のパネル容量は20キロワット以上100キロワット以下とし、パワーコンディショナの出力は50キロワット未満とすること。

(2) 太陽光発電設備等で発電した電気は、当該設備が整備された県有施設敷地内で全量を自家消費するものとし、逆潮流はないこと(逆潮流を防ぐ逆潮流継電器等を具備すること。)

(3) 電気料金は従量制とし、計量のために検定を受けた電力量計を整備すること。

(4) 提出した事業計画書に記載した内容を基本とし、県と協議のうえ整備内容を決定すること。

4 本事業の実施条件

(1) 募集要項以外の実施条件

・募集要項の記載事項及び同要項に基づく提出書類のほか、次の(2)から(6)までの条件に従うこと。

・やむを得ず変更する必要がある場合は、県の承諾を得て変更すること。

(2) 県との協定書締結等

・事業に着手する前に、県との間で事業の実施に関する協定書を締結すること。

・補助金の交付を希望する場合は、交付決定を受けてから事業に着手すること。

・整備内容、設置場所、工事期間及び施工方法等は県有施設の運営に支障がないよう、施設管理者と事前に協議し承諾を得ること。

・設備を設置する場所については、行政財産の使用許可を得ること。

・施設管理者から示される行政財産の使用許可条件を遵守すること。

(3) 太陽光発電設備等で発電した電気の売電

- ・売電は、本事業により太陽光発電設備等を整備する県有施設にのみ行い、他の施設等への送電は行わないこと。
 - ・事業者が、検定された電力量計で計量し、計量した電力量を使用電力量とし、電気料金単価を乗じて算出される額を県に請求すること。ただし設備導入に補助金を活用している場合はその補助金額の償還分を控除した金額とすること。
 - ・機器の故障などで正しく計量できない場合は、協議して使用電力量を定める。
 - ・本事業に係るP P A契約により、県に行政財産使用料相当額（本事業の売電売上の3. 7 5パーセント）以上の経済的なメリットがある電気料金単価とすること。
 - ・県は、経済社会情勢の変化等により県の電気料金に対するメリットが著しく小さくなった認めるとき、電気料金単価その他の事項について、事業者と協議のうえ変更することができるものとする。
 - ・事業者は、県有施設の運営方針が変更されたこと等による想定電力使用量の変動等により、電気料金単価が著しく不当であると認めるときは、電気料金単価その他の事項について、県と協議のうえ変更することができるものとする。
- (4) 本事業における補助金申請等
- ・申請手続きに関して事業者が要する費用は、すべて事業者が負担すること。
- (5) 太陽光発電設備等の整備条件
- ・各種法令等に適合した設備とすること。
 - ・建物に対する設備の荷重が、建物の耐震性を損ねないこと。(建築士が確認した書類を提出すること)
 - ・十分な防水処置を行い、万が一、本事業を原因とする雨漏り等の不具合が生じた場合は、事業者が責任をもって補修すること。
 - ・県有施設の管理上、屋根工事等が必要になった場合には、発電を停止し、事業者の負担で設備を一時的に移設する等必要な対応をとること。
 - ・本事業に係る費用はすべて事業者が負担すること。
 - ・県有施設の電気点検などで発電を停止する必要がある場合は、事業者の負担で対応すること。
 - ・県有施設が電気保安業務を委託している場合で本事業によりその委託費を増額する必要がある場合、その増額分は事業者が負担すること。
 - ・本事業期間内は設備を健全に保全し、県有施設に売電を行うこと。
 - ・太陽光発電設備等が整備された県有施設での全量自家消費とし、系統へ逆潮流させない設備を整備すること。
 - ・本事業の責任分界点はパワーコンディショナの出力端子とする。パワーコンディショナの出力端子から甲の設備の連系点までの配線設備等は事業者が整備して施設管理者に無償で譲渡すること。ただし、契約が満了などで施設を撤去する場合、施設に譲渡された連系点までの配線についても事業者の負担で撤去すること。
- (6) 太陽光発電設備等の管理条件
- ・管理の手法等は事前に県が承認した事業計画に従って実施すること。
 - ・事業者は、設備の設置、点検及び修理等で県有施設に立ち入ることができるが、その際施設管理者と事前に調整して施設管理者の了解を得て行うこと。また、行政財産使用許可を遵守すること。
 - ・事業者は各種法令等に適合した維持管理を行うこと。
- (7) その他
- ・衛生環境研究所には既設の太陽光発電設備（20kW）が整備されている。